

グループ応募構成届の取り扱いについて

指定管理者の応募者登録申込書（様式1）には、「※グループ応募を予定する場合は、グループ応募構成届（様式4）を提出すること。」と記載しています。しかしながら、募集要項4 ページ2(3)では、指定管理者指定申請書（様式3）の添付書類としてグループ応募構成届を必要に応じて提出するとしています。

そのため、どの段階でグループ応募構成届を提出すべきか、応募者登録申込の際に提出したグループ応募構成届の内容変更ができるのかが不明瞭でしたので、今後は下記のとおり取り扱いとします。

記

グループ応募構成届の提出は、指定管理者指定申請書にあわせて提出すること。

応募者登録申込の段階でグループ応募構成届を提出済みの場合は、指定管理者指定申請書において改めて添付する必要はありません。ただし、登録から申請までの間に以下の条件に該当する変更が生じたときは、変更理由書（任意様式）を添付の上、再度提出することも可能とします。

【変更提出が可能な場合】

- ・ 共同企業体の構成員の追加、削除、または変更
- ・ 構成員の代表者変更等の軽微な変更

【変更提出が認められない場合】

- ・ 代表となる法人等が変更される場合
- ・ 応募資格要件に抵触する変更
- ・ その他市が不適切と判断する変更